

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

吉川隆 三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表を次のように改める。

1週間の勤務日数		5日以上		4日		3日		2日		1日	
1年間の勤務日数		217日以上		169日から 216日まで		121日から 168日まで		73日から 120日まで		48日から 72日まで	
		日数	繰越限度日数	日数	繰越限度日数	日数	繰越限度日数	日数	繰越限度日数	日数	繰越限度日数
雇用日		10日	/	7日	/	5日	/	3日	/	1日	/
雇用	1年	11日	10日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日

の 日 か ら 算 定 し た 継 続 勤 務 期 間	2年	12日	11日	9日	8日	6日	6日	4日	4日	2日	2日
	3年	14日	12日	10日	9日	8日	6日	5日	4日	2日	2日
	4年	16日	14日	12日	10日	9日	8日	6日	5日	3日	2日
	5年	18日	16日	13日	12日	10日	9日	6日	6日	3日	3日
	6年	20日	18日	15日	13日	11日	10日	7日	6日	3日	3日
	7年以上	20日	20日	15日	15日	11日	11日	7日	7日	3日	3日

備考 1週間の勤務時間が29時間以上の者に係る勤務日数は、5日以上とみなす。

第16条第1項中「及び第17号」を「、第17号、第20号及び第21号」に改め、同項第18号の次に次の4号を加える。

- (19) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために授乳や保育園等への送迎等を行う場合 1日2回、それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において単に「養子縁組里親」という。）若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする

日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち広域連合長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(21) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに次項第1号及び第2号において「要介護者」という。）の介護その他の広域連合長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日

) の範囲内の期間

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

- (2) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第16条第2項中「(第2号及び第3号に掲げる休暇にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員に限る。)」を削り、同項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を第4号とし、第8号を削り、第9号を第5号とし、第10号を第6号とする。

第17条第1項中、「、前条第2項第1号」を「、前条第1項第19号」に、「、第2項第2号、同項第3号、同項第8号及び第10号」を「、同項第20号、同項第21号、同項第22号及び第2項第6号」に改め

、同項ただし書き中「、第 2 項第 2 号及び同項第 3 号」を「、同項第 20 号及び同項第 21 号」に改め、同条第 2 項中「前条第 2 項第 4 号」を「前条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「前条第 2 項第 5 号」を「前条第 2 項第 2 号」に改め、同条第 5 項中「、第 2 項第 2 号及び同項第 3 号」を「、同項第 20 号及び同項第 21 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。